

Q



相続税と贈与税の納税義務の判定について改正があったみたいですが、具体的にどう変わりましたか。

A



国内に住所を有しない者一定の相続人等に係る相続税の納税義務の範囲が強化されました。
また、短期滞在の者の取り扱いも見直されています。

●改正概要●

①納税義務者と課税財産 **増税**

- ・下記表中①『国内住所要件が5年から10年に延長』されました。
- ・下記表中② 被相続人（日本に10年以内に住所あり）から相続人（日本に住所及び国籍無し）が取得した国外財産が課税の対象（現行：対象外）となりました。

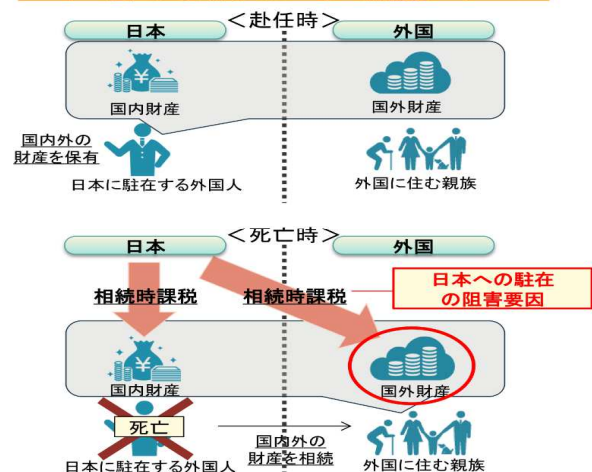
【親世代】 ・被相続人、贈与者	【子世代】 ・相続人、受贈者	国内に住所あり※	国内に住所なし		
			日本国籍あり		日本国籍なし
			10年以内（現行5年）に国内に住所あり ①	左記以外	
		国内財産・国外財産ともに課税			国外財産 現行：対象外 改正後：対象へ改正
		国内に住所なし	10年以内（現行5年）に国内に住所あり ①	上記以外	
					国内財産のみ課税

※ただし、在留資格による一時滞在の場合は、国内財産にのみ課税される

②一時的滞在の特例の創設 **減税**

- ・国内に住所を有している期間が相続開始前15年以内で合計10年以下の滞在をいいます。この短期滞在者に係る相続税については、国内財産のみが課税の対象となります。

日本に駐在する外国人死亡時の相続税のイメージ



問題となった事例

- <欧州出身者> 日本に赴任して2か月後に死亡。全世界財産に日本の相続税が課され、日本の相続税支払いのため、母国にある自宅の売却を余儀なくされた。
- <欧州出身者> 日本で死亡すると欧州にある財産に対しても日本の相続税が課税されるので、日本駐在を中断して帰国した。
- <米国出身者> 日本への出向契約書の中で、日本で死亡した場合の日本の相続税について会社と駐在員のどちらが負担するか揉めた。
- <欧州出身者> 日本赴任期間中に亡くなった際に日本の相続税が課されないようにするため、赴任前に主要財産を親族に贈与しなくてはならない。

一時滞在者の要件緩和にあたっては、左図のように外国人の日本への移住をためらわせる原因となっていたと考えられています。

出典：経済産業省

平成29年1月1日以後の相続又は贈与について適用開始

POINT



- ① 国外に在住する日本人にとっては増税となります。
- ② 日本に在住する外国人にとっては減税となります。